

諮問書（入院時生活療養費の額の算定に関する基準、評価療養及び選定療養の指定等について）の概要

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）において、平成18年10月1日より、

- 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担を見直し、入院時生活療養費を創設する
- 特定療養費制度を再編成し、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な「評価療養」と、特別の病室の提供など被保険者の選定に係る「選定療養」とに再編成する

こととされたことを受け、

- 新たに入院時生活療養費の額の算定に関する基準を定める
- 新たに評価療養及び選定療養の具体的な類型を指定する

等の措置を講ずるため、厚生労働大臣から中医協へ諮問を行うもの。

## 1 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）の一部改正

### 【入院時生活療養費関係】

- 入院時生活療養費の創設に伴い、保険医療機関が生活療養を行うに当たって遵守すべき事項に係る規定を、食事療養の例に倣い創設する（同令第5条の3の2）。
- その他、入院時生活療養費の創設に伴い、所要の文言の整理を行う。

### 【評価療養及び選定療養関係】

- 特定療養費制度の廃止に伴い、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める、「特定承認保険医療機関」に係る文言を削除する等の所要の文言の整理を行う。

## 【その他関係】

- 保険医の診療の具体的方針として、厚生労働大臣が性病、結核等の治療の治療方針、治療基準及び治療方法を定めることができることとした規定を削除する（同令第20条第8号及び第21条第10号）。

## 2 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）の一部改正

### 【入院時生活療養費関係】

- 入院時生活療養費の創設に伴い、所要の文言の整理を行う。

### 【評価療養及び選定療養関係】

- 特定療養費制度の廃止に伴い、所要の文言の整理を行う。

## 3 老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）の一部改正

- 「1 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）の一部改正」と同趣旨の改正を行う。

## 4 診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）の一部改正

### 【入院時生活療養費関係】

- 入院時生活療養費の創設に伴い、療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料等については、入院時生活療養費が支給される場合については、入院時生活療養費の基準額に加えられることとなる光熱水費相当分を減額した点数を設定する。

5 入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）の一部改正

【入院時生活療養費関係】

- 入院時生活療養費の創設に伴い、入院時食事療養の基準額に療養病床における入院料の光熱水費相当分を加えて、入院時生活療養の基準額を設定する。

〔入院時生活療養（Ⅰ）〕

食事の提供である療養（一食につき）	554円
温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養（一日につき）	398円

〔入院時生活療養（Ⅱ）〕

食事の提供である療養（一食につき）	420円
温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養（一日につき）	398円

6 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養の制定

【評価療養及び選定療養関係】

- 評価療養及び選定療養を以下のように指定する。

〔評価療養〕

- ・ 先進医療（現行の高度先進医療を含む。）
- ・ 医薬品の治験に係る診療
- ・ 医療機器の治験に係る診療
- ・ 薬価基準収載前の承認医薬品の投与
- ・ 保険適用前の承認医療機器の使用
- ・ 薬価基準に収載されている医薬品の適応外使用

**[選定療養]**

- ・ 特別の療養環境の提供
- ・ 予約診察
- ・ 時間外診察
- ・ 200床以上の病院の未紹介患者の初診
- ・ 200床以上の病院の再診
- ・ 制限回数を超える医療行為
- ・ 180日を超える入院
- ・ 前歯部の材料差額
- ・ 金属床総義歯
- ・ 小児う蝕治療後の継続管理

**7 保険外併用療養費に係る療養の費用の額の算定方法の制定**

**【評価療養及び選定療養関係】**

- 保険外併用療養費の創設に伴い、保険外併用療養費に係る療養の費用の額の算定方法について、廃止される特定療養費の例に倣い規定する。